

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

市町村名 (市町村コード)	袖ヶ浦市 (12229)	
地域名 (地域内農業集落名)	野里・大和田 (野里集落、上泉集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月1日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内のほ場区画は10aが標準区画であり、耕作道路幅員が狭く、効率的な営農に支障をきたしている。経営規模が零細な農家が多く、高齢化と後継者不足が顕著で、農地の維持管理が困難になってきている。多面的機能支払交付金を活用し、耕作放棄地の発生を防止し、水環境(ため池、水路)の維持管理を行っている。

農業者:16名 主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用調整、土地改良区、環境保全会の3つの機能を兼ね備えた組織を設立することを検討し、地域全体で持続可能な農業を推進していく。

ほ場整備事業を進め、営農規模拡大の意向を示す担い手を中心に農地の集積・集約化を図っていく。

主食用米等の土地利用型作物以外に、収益性の高い品目の導入や単収向上を図る技術の検討をしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	109 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	109 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

10年後の目標地図に定める農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用し、営農規模拡大の意向を示す担い手を中心に農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、原則として農地中間管理機構を通じて行っていくものとする。 区域全体の農地を農地中間管理機構に貸付け、担い手の経営意向を把握し、段階的に集約と集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場の大区画化や農道の幅員、用排水路の整備等を行い、さらに暗渠排水を整備し農地を汎用化することで、収益性の高い作物を増やしていけるよう、関係機関の協力を得ながらほ場整備事業の採択に向けて取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関等と連携を図り、地区内の経営体が農業経営を展開できるよう、地域全体でサポートを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

③スマート農業
作業効率向上や省力化を図っていくために、スマート農業への取組を検討する。

⑦保全・管理等
環境保全機能を兼ね備えた組織の設立により、適切な農地の維持管理に努める。